

生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の借入申込みにあたって

- 1 この資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計を維持するための費用が必要な世帯に対する貸付制度です。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減が理由でない場合には、貸付けできません。
2. 生活福祉資金は世帯単位の貸付制度です。そのため、一世帯複数名からの申込みが確認された場合、いずれの貸付も行わない、もしくは二重に貸付された場合は即座に返金していただきます。なお、住民票上は別世帯であっても、生計（食費・光熱水費等）を同一にしている場合は「同一世帯」とみなします。
- 3 申込みは借入れを希望する本人のみ行うことができます。ただし、申込者が新型コロナウイルスの罹患者または濃厚接触者の場合、委任状による代理申請が可能です。
- 4 申込みにあたっては、下記の書類を提出していただきます。
 - (1) 申込者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等のいずれか）
 - (2) 世帯全員の住民票（発行後3か月以内のもの）
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減が分かる書類（収入の減少状況に関する申立書）等
 - (4) 申込者本人の印鑑
 - (5) 振込を希望する口座の通帳等（申込者名義のもの）
- 5 虚偽などの不正が認められた場合は、貸付けできません。
- 6 貸付決定した場合は、申込者宛に「生活福祉資金貸付決定通知書（緊急小口資金）」を送付し、送金日をお知らせします。
- 7 貸付決定し貸付金の所定口座への振込みまでは、本会で申請書類を受理してから7日～10日程度（土）・（日）・祝日除く）かかりますのでご了承ください。なお、申込書に記載した内容の確認が必要な場合や口座情報に誤りがある場合は、本人に連絡し確認する必要があるため、さらに時間がかかることがあります。
- 8 借入金は1年以内の据え置き後、2年以内に返済していただきます。貸付は無利子ですが、返済期間経過後は滞納元金に対し延滞利子3%が日々加算されます。
- 9 生活保護受給世帯へは貸付できません。
- 10 生活福祉資金を滞納している世帯に対しては、原則として貸付けできません。
- 11 借入申込者及び借入申込者の世帯に属するものが暴力団員である場合には貸付けできません。また、本会が必要に応じ官公署から暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意いただけない方にも貸付けはできません。

以上の事項をすべて了承した方のみが借り入れの申込みを行えます。